

内閣府 消費者委員会 御中

2018年11月8日

適格消費者団体 NPO法人消費者支援群馬ひまわりの会  
理事長 樋 口 和 彦



「公正な市場の実現に向けて適格消費者団体に期待される役割に係る現状と課題等について」の意見交換会開催にあたり、下記の通りご報告いたします。

#### 記

#### 1 差止請求（申入れ）に対する事業者の対応状況

当会は、適格消費者団体の認定を受けて以降、検討対象となっている事案は複数存在するものの、残念ながら「申入れ」にいたっておらず具体的な対応状況に関する報告ができる事案に恵まれていない。

もともと、認定後、事業者に対して「照会」を行った件数は複数存在し、そのいずれもが代理人を選任して回答する等慎重な対応を行っており、回答内容としても不備を指摘してもらえれば修正方向で検討する旨の消費者契約法の趣旨にのっとり対応を示唆することが多くなった。

この点については、認定前との違いであると認識している。

#### 2 事業者との連携について

多数の消費者被害を未然に防止するための適格消費者団体の活動として、事業者に対して不当約款と批判されることがない約款整備のために、事業者と連携関係を構築することは、一つの重要な視点であると考えている。

認定後、当会として、事業者との連携のために、例えば商工会議所等に訪問の上連携関係構築の足掛かりを構築できないか、活動に取り掛かったところである。

具体的には、不当勧誘、不当条項に関する事業者向けのセミナー開催や、事

業者団体との意見交換活動などが念頭に置かれているところである。

### 3 行政との連携について

#### (1) 行政との連携（情報提供等）について

認定後、群馬県と協議を行い、情報提供に関する協定書締結に至ったところである。今後は、各地域の消費生活センターとも群馬県と同様の協定を締結できるように活動していく予定である。

#### (2) 必要な支援（差止対象の拡張、証拠収集手段の充実等）

認定を得たものの、財務基盤が堅固というにはほど遠い実情があるため、適格消費者団体としての活動を充実させていくためには、資金的な支援に最も関心がある。

財務基盤の関係上、人件費を捻出することが非常に困難を極めており、認定後のさまざまな関係書類作成事務作業について、事務局員ではなく、検討委員会メンバーがこれを負担せざるを得ない実情があり、検討委員会メンバーに日当支給すら実現していない当会では、ボランティア活動の領域が広がるだけという状況にある。

聴取対象になっている「証拠収集手段の充実」等、適格消費者団体の活動にあたって、有用の資が確保される制度の充実化という視点も大切ではあるが、目下の課題は上記のとおりである。

#### (3) 適格消費者団体の設立促進・活動維持に向けた課題（認定要件等）

消費者庁の対応は、率直に指摘すれば、援助・支援より監督に重きを置いているのではないだろうか。しかも、その監督態様と内容は、多くの適格消費者団体の体力が弱く、構成員のボランティア活動と関連団体の支援に頼らざるを得ない現状に目を向けているものとは言い切れない。適格消費者団体の活動が公益を目指し、行政の代行的側面もあることを考慮すれば、そして、全国的にさらに多くの適格消費者団体の設立が望まれるのであれば、物的支援と柔軟な指導が望まれよう。

以上